

広島県告示第二百四十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第七号の規定によって、広島県保健医療計画における地域医療構想（以下「計画書」という。）を定めた。

なお、計画書は、広島県健康福祉局医療介護計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦